

プラスチック製容器包装及び分別収集物の 再商品化入札制度の見直しについて

経済産業省 環境省

2026年3月5日（木） 16：00～18：00

目次

1. 前回振り返り&R8年度入札からの対応事項	3
2. ジョイントグループ登録及び再商品化製品の利用事業者に関する制限の見直し	9
3. 動静脈連携枠	15
4. その他（モノマー化、油化収率など）	27

1. 前回振り返り&R8年度入札からの対応事項

第1回検討会における議論の背景

【1. 事業者の成長機会阻害】

①市町村申込量に対する実際の再生処理事業者の処理能力は、逼迫。

その要因として以下内容等が考えられ、競争環境を一定水準まで低下させ、事業者の成長機会を奪っている。

- 安定枠という全事業者に割り振られる設計により、更なる成長を目指すインセンティブが働きづらい
- 社会変化に対応した適切な処理費用が払われていないことに起因する人員の配置不足からくる稼働率の低下

②品質の一定水準の維持・向上を図るために採用された総合的評価方式は、一定の品質の確保にはつながった一方で、本来落札できるはずの落札可能量を制限してしまい、競争環境を一定水準まで低下させ、事業者の成長機会を奪っている。

【2. 分別基準適合物及び分別収集物のリサイクル率】

回収されたプラスチック種類別のリサイクル率（材料リサイクル、収率50%仮定時）では、PE67%、PP83%と高い水準の素材も存在する一方で、PS25%、PET3%と残渣として処理されている素材もある。

様々なリサイクル手法を組み合わせることでリサイクル率を高めるために、

材料リサイクル×材料リサイクルのジョイントグループ制度は運用が開始されているが、ケミカルリサイクル×材料リサイクルのジョイントグループ制度は制度上認められていない。

【3. 再商品化製品の利用用途】

再商品化製品利用製品は、パレットや植木鉢などへの活用に留まり、容器包装プラスチックに戻っているものや再生材の高度な利用はほぼ存在していない。

プラスチック製容器包装・分別収集物の入札制度の見直し

収集量と処理能力の切迫への対応、社会変化に対応した適切な再商品化費用を実現し、再商品化の量・質の拡大向上、再生材利用の一層の促進を図るため、プラスチック製容器包装・分別収集物の入札制度について以下のとおり見直しを行う

背景 … 現状の容器リサイクル法の入札制度においては、以下の課題を抱えている

短期的課題 ⇒ **収集量と処理能力の切迫への対応、物価高騰を迅速に反映する必要がある**

中期的課題 ⇒ **高度な品質の再生プラスチックの供給力を強化する必要がある**

【令和8年度以降】

- 効率的な再商品化及び適切な競争環境を確保するため、**材料リサイクル事業者の処理能力を材料リサイクル優先枠含め最大限活用する方式に改める**（総合的評価方式の見直し、材料リサイクル優先枠の一本化（安定枠の廃止）） →R8年度入札制度に反映
- その上で、材料リサイクル優先枠と一般枠双方の競争倍率を確保するため、材料リサイクル事業者各社の**材料リサイクル優先枠での最大落札可能量を処理能力の70%とする**（残りの30%は一般枠で入札が可能となり、落札可能量を100%活用できる） →R8年度入札制度に反映
- 上記変更を踏まえ、令和8年度は総合的評価方式の現行評価項目を材料リサイクル優先枠の参加要件として活用することで、材料リサイクル優先枠事業者としての質を確保する →R8年度入札制度に反映
- 令和9年度以降は、結果を踏まえながら、総合的評価方式の評価項目見直しを含めて柔軟に検討していく →第4回以降の検討会の議題として取り上げ
- 以上に伴い、厳格な上限価格を**適切な上限価格に改める** →R8年度入札制度に反映

【令和9年度以降】

- 材料リサイクル・ケミカルリサイクルの**ジョイントでの入札**を可能とする →第3回検討会の議題として取り上げ
- **ユーザーニーズに合わせるとともに再生材利用の高度化を図るため、「動静脈連携枠」を創設**し、要件を満たす事業分について、導入初年度は全体の数%から始め、段階的に拡大していき最大20%程度まで（材料リサイクル優先枠・一般枠から等分捻出[20%の場合、材料リサイクル優先枠40%、一般枠40%]）を優先的に割り当てる →第3回検討会の議題として取り上げ

※制度の詳細は引き続き検討し、関係者のニーズを踏まえつつ運用開始までに固める

補足：第2回検討会における関連指摘事項と対応案（1/2）

指摘事項		見直しの方向性	詳細
0. 全体に係るご意見			
• 本日の検討会にて、政府案の大枠は、理解・納得いただけたと思っている。現方向で進めつつ、短期の問題が長期を縛らないこと、効率性と成長性の両立など、さらなる検討を進めてほしい • 短期と中長期を分けて時間軸で課題を整理し、克服に向けた対応策も具体的であり、方向性は良い • 入札は原料調達の部分に過ぎず、その前の分別・排出・収集・リサイクルの各プロセスでのコスト低減、技術開発、再商品化、製品活用・販売全般についてのバリューチェーン全体を見渡した政策対応が必要。特に、再生材を高く評価し、採算が合う出口としての市場の創造・拡大が不可欠 • 再商品化率の向上、再商品化製品の有効活用のほか、調達インセンティブ、再生材の品質・規格等にも政策措置を講じてほしい • 容り法にかかわらず、多くの個別法がある中で、基準の乱立を避け、一貫した政策対応をお願いする • 現状はPIRが多いが、PIRはビジネス上、本来ゼロを目指すべきであり、プラスチックリサイクルの本質はPCRである。PCRの法律である容り法を資源循環に適用することが非常に重要 • 水平リサイクルの実現には、ケミカルリサイクルが不可欠。提示された施策は、中長期でサポートされる内容であるため、歓迎したい。今後も、目的を明示しながら、制度を設計してほしい • プラ新法に基づいて、容り法ルートで全国の市町村がプラスチック製品についてリサイクルを進めている中で、総量が増えていると思うが、対応できるのか • 特定事業者は、EPRの観点から、義務に近い形で供託金を支払ってきたが、再生材を他業種に販売するのは従来の供託金を支払ってきた目的とは違う気がするため、配慮・仕組みの工夫をお願いしたい • バージン材や輸入品との競合がある中で、国内再生品の優先と制度の成立にインセンティブは必須 • 特定事業者と再生事業者の双方にとって、事業が成り立つ持続可能な制度にしてほしい • 動静脈連携と容り法の基本理念との整合は必須。動静脈連携をプラ新法ではなく、容り法で行おうとしている点は説明責任の正当性が必要		▶	• 短期的には収集量と処理能力の切迫への対応及び物価高騰の反映、中長期的には高度な品質の再生プラスチックの供給力を強化という観点から切り分けて検討行なった。その結果として、第2回検討会においてR8年度入札に関する整理を行い、今回R9年度以降の入札の見直しを中心に検討することとした
1. 事業者の成長機会阻害に係るご意見			
A. 総合的評価方式			
• 現状の課題の解決策として、安定枠の廃止や総合評価の取り扱いに概ね賛成する。中長期の設計があるとよい • 総合評価方式は、量や価格のコントロールではなく、最低限の質を担保する目的と位置づけるべき。中長期では、リサイクルにおいて極めて重要な地域資源循環の観点を総合評価へ反映することや制度設計へ適応することに取り組むべき		▶	【総合的評価方式の活用法の見直し】 • R8年度実績を踏まえて第4回検討会以降で検討する
B. 安定枠			
• 【再掲】現状の課題の解決策として、安定枠の廃止や総合評価の取り扱いに概ね賛成する。中長期の設計があるとよい • 安定枠の見直しを通じて、競争の効率性が担保されている。中長期に向けて、長期成長との両立を図ってほしい		▶	• —
C. 社会変化に対応した適切な処理費用が払われていないこと			
• —		▶	• —

補足：第2回検討会における関連指摘事項と対応案（2/2）

指摘事項		見直しの方向性	詳細
2. 分別基準適合物及び分別収集物のリサイクル率			
D. ケミカルリサイクル×材料リサイクルのジョイントグループ制度			
- 今回提示されたリサイクル率の向上、需給マッチング、ニーズに応じた質の担保はいずれも極めて重要な課題である。再生材の拡大には適切なリサイクル手法の組合せが必要。当社は、顧客ニーズ、対応する手法の技術、経済性等を踏まえながら、材料リサイクルとケミカルリサイクルを適切に組み合わせている。したがって、入札制度の選択肢として、両者のジョイント枠を検討すべき。一方で、消費者の需要があり、市場が成立するよう現実的な制度設計も必要 - 今後、一般市民が分別をしっかりと行い、分別率の向上を図り、リサイクルの質と量を高めるためには残渣率が課題である。特に、プラスチックの残渣率は非常に高いため、材料リサイクルとケミカルリサイクルのジョイントの枠組み創設には、大いに期待している。残渣率の低下によってリサイクル率が向上すれば、一般市民の分別に係る普及啓発の面でも影響が考えられ、飛躍的に伸びていくことに期待する - ペレットは廃棄物でないため、ペレットをケミカルで使うのはリサイクルとは言えないのではないか。材料リサイクルの残渣をケミカルリサイクルするのであれば、リサイクルと言える。定義を明確にした方がよい - ケミカルリサイクルする対象がペレットか残渣かによって、性質や方法が全く異なってくる。ジョイントリサイクルの定義と評価、対象の範疇・境界領域について議論した方がよい		▶	【材料リサイクル・ケミカルリサイクルのジョイント入札を認める】 • R9年度より、材料リサイクルとケミカルリサイクルのジョイントグループ登録を可能とする。R9年度から実施不可能な内容については、R10年度以降の実施に向けて検討を継続する。
3. 再商品化製品の利用用途			
E. 再生材の高度な利用（動静脈連携枠）			
- 再生材の拡大が社会的課題になり、需要家の水平リサイクル等の高品質志向が高まる中、供給確保と市場創造・拡大が必要であり、このような高品質な製品の製造に向けた入札面での取組は高く評価する。ケミカルリサイクル等を含む高品質向けのリサイクル手法は技術途上のため、提案いただいたように、段階的な拡大と高品質製品の転移等の詳細について、実態を踏まえた検討が重要である - 高い品質への挑戦を促すことには大賛成だが、評価方式等については、高いレイヤーと従来精度の延長それぞれで向上を目指す事業者を振り分けるなど、優遇措置がないと、足元のビジネスとしてリスクばかり背負わないのではないか - 動静脈連携は、自動車等の高度なリサイクルとそうでないもので大きく質が異なるが、いずれも動脈であることには変わらない。その整理も今後必要になると考える - 動静脈連携における質の向上については、コンパウンダーで調整できるのかなど、バリューチェーン全体で考えなければならない - 動静脈連携で質の高いリサイクルを実現する際、真の水平リサイクルとは何なのか、それが望ましいものなのかを含めて、説明責任のつく形でプロセスを進めていく必要がある		▶	【動静脈連携枠の創設】 • 再商品化事業者と製造事業者等が連携して入札を行う動静脈連携枠を創設する • 詳細設計については本検討会にて議論の上で決定する

今後の検討会スケジュール（予定）



▼ 3/5 第3回検討会

▼ 4月中旬 第4回検討会

▼ 5月末 第5回検討会

検討事項

- ジョイントグループ登録の枠組み
- 動静脈連携枠
- その他（総合評価方式の位置づけ、モノマー化の位置づけ等）

2. ジョイントグループ登録

ジョイントグループ登録

第2回検討会指摘事項

指摘事項

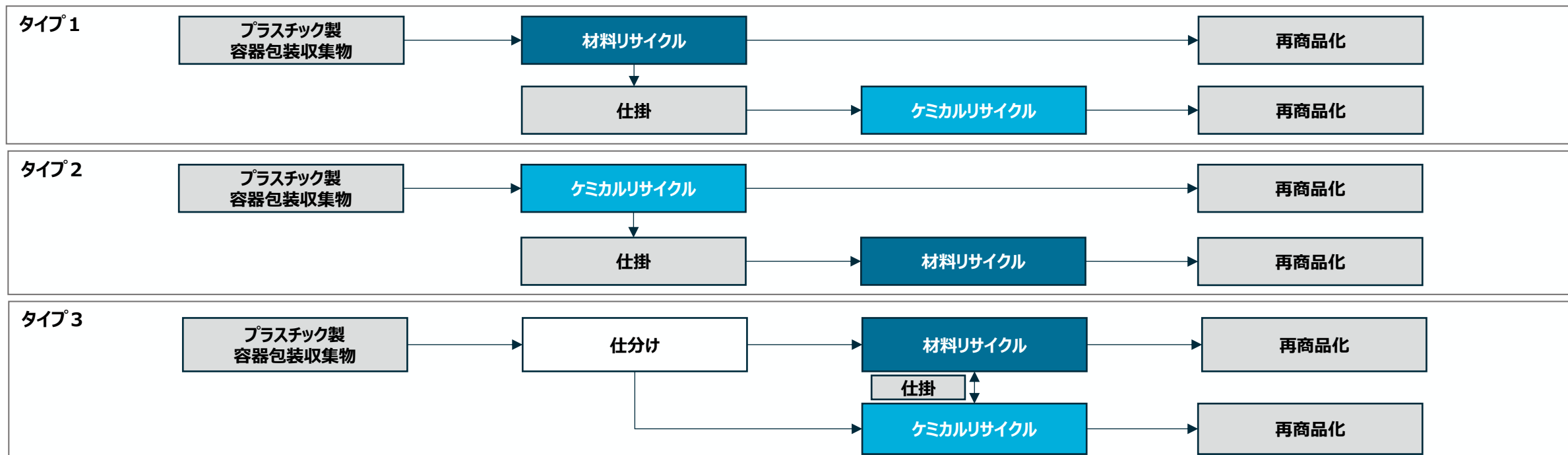
2. 分別基準適合物及び分別収集物のリサイクル率

D. ケミカルリサイクル×材料リサイクルのジョイントグループ登録

- 今回提示されたリサイクル率の向上、需給マッチング、ニーズに応じた質の担保はいずれも極めて重要な課題である。再生材の拡大には適切なリサイクル手法の組合せが必要。当社は、顧客ニーズ、対応する手法の技術、経済性等を踏まえながら、材料リサイクルとケミカルリサイクルを適切に組み合わせている。したがって、入札制度の選択肢として、両者のジョイント枠を検討すべき。一方で、消費者の需要があり、市場が成立するよう現実的な制度設計も必要
- 今後、一般市民が分別をしっかり行い、分別率の向上を図り、リサイクルの質と量を高めるためには残渣率が課題である。特に、プラスチックの残渣率は非常に高いため、材料リサイクルとケミカルリサイクルのジョイントの枠組み創設には、大いに期待している。残渣率の低下によってリサイクル率が向上すれば、一般市民の分別に係る普及啓発の面でも影響が考えられ、飛躍的に伸びていくことに期待する
- ペレットは廃棄物でないため、ペレットをケミカルで使うのはリサイクルとは言えないのではないか。材料リサイクルの残渣をケミカルリサイクルするのであれば、リサイクルと言えると思う。定義を明確にした方がよい
- ケミカルリサイクルする対象がペレットか残渣かによって、性質や方法が全く異なってくる。ジョイントリサイクルの定義と評価、対象の範疇・境界領域について議論した方がよい

ジョイントグループ登録の基本的考え方

- R9年度より、材料リサイクルとケミカルリサイクルの特徴を最大限活かし、収率を向上するため、また、新規のケミカルリサイクル事業者の参入を容易とするため、**材料リサイクルとケミカルリサイクルのジョイントグループ登録を可能とする。**
- 本スキームは、現在運用中の材料リサイクル同士のジョイント登録と整合したものとする必要あり。
- **R9年度から組み込み可能な枠組みについては、R9年度入札から実施する。**一方、システム改良や枠組みの検討に時間を要する等、**R9年度から実施不可能な変更内容については、R10年度以降に実施する。**
- 入札制度への具体的な組み込みについては、**日本容器包装リサイクル協会と連携し検討する。**



ジョイントグループ登録の詳細案

■ R9年度から対応可能な枠組み

- 入札は、【材料リサイクルとケミカルリサイクルのジョイント】として参加し、ケミカルリサイクルを含むため、**入札は一般枠のみとしてはどうか。**
（想定する入札の順番は、動静脈連携枠（新設）⇒ 材料リサイクル優先枠 ⇒ 一般枠(MR・CRのジョイントを含む) とする）
- トレサビリティの観点から、**ジョイント登録の代表者及び構成事業者は、個別登録や個別入札はできないこととしてはどうか。**例えば、材料リサイクル事業者が、優先枠にて単独で入札している場合は、ジョイントにおける主体者としても、構成事業者としても登録はできないこととなるが問題ないか。
- ジョイントについては、現行システムの都合上、**1 代表事業者と 1 構成事業者の組み合わせ**とし、材料リサイクル又はケミカルリサイクルのどちらが代表事業者になっても可とする。ただし、システム変更後、**次年度以降は、複数者の組み合わせも可**とする。

■ 代表事業者と構成事業者

- ジョイント登録は代表者のみが札入れ可能で再商品化実施料金の請求及び受領は、代表事業者が構成事業者分を含めて一括管理する。
- ジョイント登録の申請落札可能量は、代表及び構成事業者の落札可能量の範囲内での設定とする。

■ 収率の算定方法、施設審査収率（登録要件としての収率基準※）

- 現在の材料リサイクル及びケミカルリサイクルの収率算定方法及び収率基準と整合をとるため、等価的統合収率を導入する。
- 収率基準は、 $Zeq \geq 45\%$ とする。
- 材料リサイクルとケミカルリサイクルのジョイントの枠組みにおける、収率の算定方法、収率基準については次のスライドの通り。

※収率基準：施設が満たすべき最低収率（施設審査収率）のこと。日本容器包装リサイクル協会入札説明資料 資料2（入札の注意事項（プラスチック製容器包装及び分別収集物））

収率及び収率基準の考え方

収率及び収率基準の考え方（重量ベースの場合、ガス化の場合は別途設定）

ジョイントグループ全体の収率

等価的統合収率

$$Zeq = (B + C \times (45 / CRの基準)) / A$$

収率基準(施設審査収率)

$Zeq \geq 45\%$

【各技術の収率基準※】

材料リサイクル $\geq 45\%$

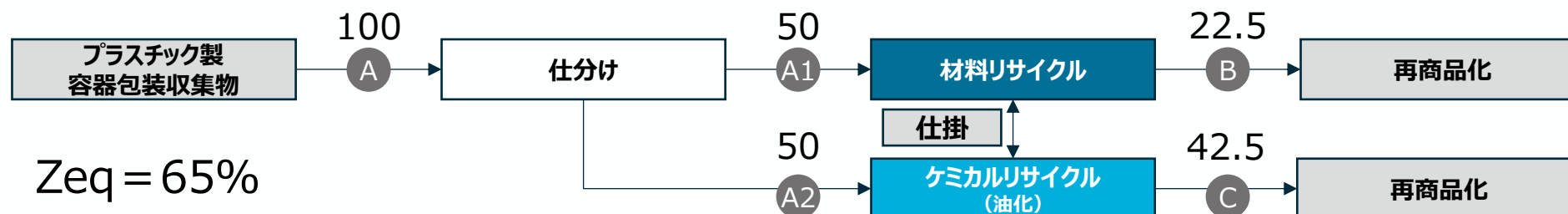
油化 $\geq 45\%$

高炉還元剤 $\geq 75\%$

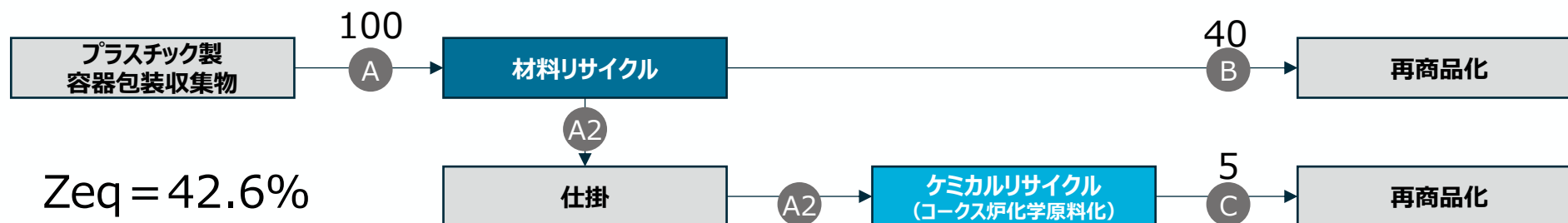
コークス炉 $\geq 85\%$

ガス化 $\geq 65\%$

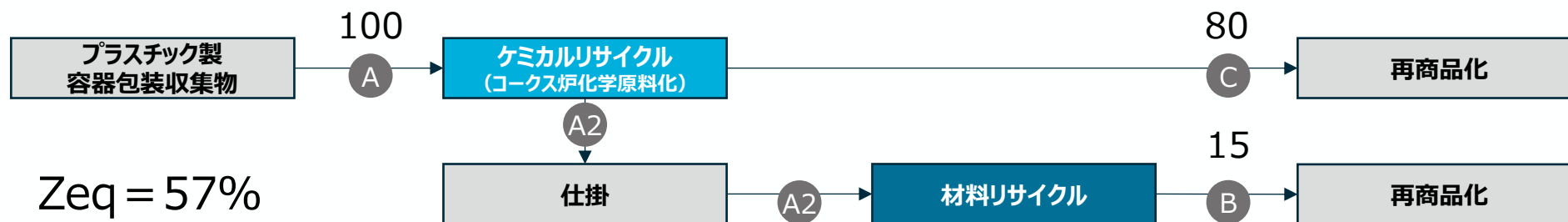
計算例 1
基準達成



計算例 2
基準未達



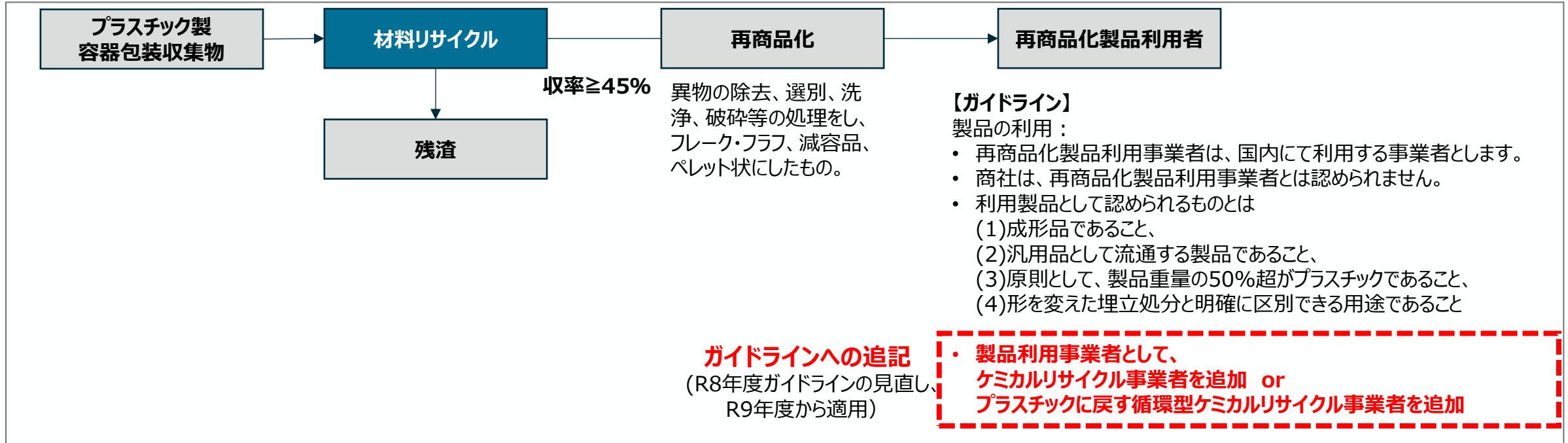
計算例 3
基準達成



※収率基準：施設が満たすべき最低収率（施設審査収率）のこと。日本容器包装リサイクル協会入札説明資料 資料2（入札の注意事項（プラスチック製容器包装及び分別収集物））

その他の材料リサイクルとケミカルリサイクルの連携

材料リサイクルにおける再商品化製品の利用事業者に関する制限の見直し

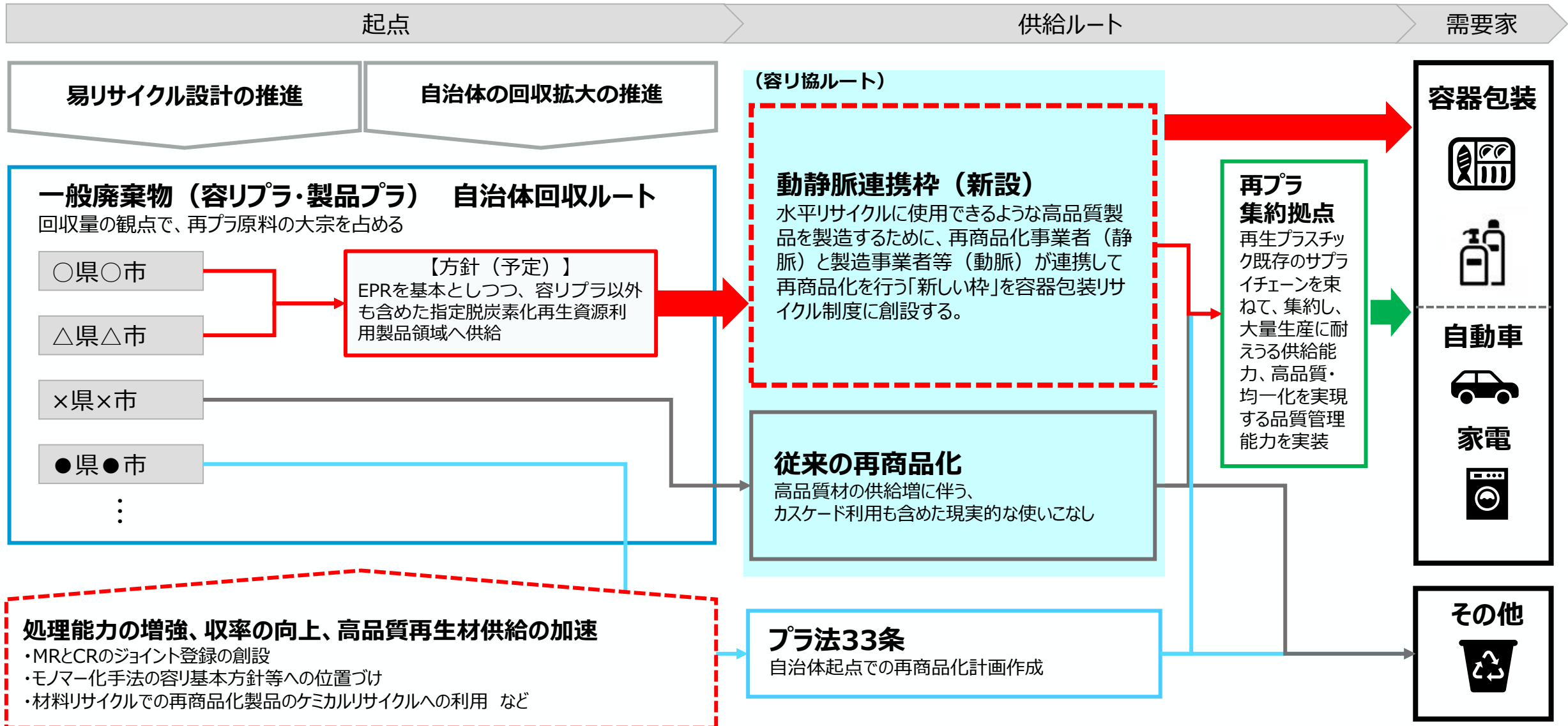


論点

- 材料リサイクルによる再商品化製品のケミカルリサイクル事業者への販売を可とすること
- 製品利用事業者として認めるケミカルリサイクルは、①すべてのケミカルリサイクル事業者とするか、又は、②プラスチックに戻す循環型ケミカルリサイクル事業者のみとするか
- その場合、当該ケミカルリサイクル事業者に販売できるのは一般枠における落札分のみとするか、又は、優先枠も含めて落札分全量とするか
- R8年度ガイドラインの見直しを行い、R9年度から運用すること

3. 動静脈連携枠

一般廃棄物由来の再生プラスチック供給強化のイメージ



動静脈連携枠

第2回検討会指摘事項

指摘事項

3. 再商品化製品の利用用途

E. 再生材の高度な利用（動静脈連携枠）

- 再生材の拡大が社会的課題になり、需要家の水平リサイクル等の高品質志向が高まる中、供給確保と市場創造・拡大が必要であり、このような高品質な製品の製造に向けた入札面での取組は高く評価する。ケミカルリサイクル等を含む高品質向けのリサイクル手法は技術途上のため、提案いただいたように、段階的な拡大と高品質製品の転移等の詳細について、実態を踏まえた検討が重要である
- 高い品質への挑戦を促すことには大賛成だが、評価方式等については、高いレイヤーと従来精度の延長それぞれで向上を目指す事業者を振り分けるなど、優遇措置がないと、足元のビジネスとしてリスクばかり背負わないのではないか
- 動静脈連携は、自動車等の高度なリサイクルとそうでないもので大きく質が異なるが、いずれも動脈であることには変わらない。その整理も今後必要になると考える
- 動静脈連携における質の向上については、コンパウンダーで調整できるのかなど、バリューチェーン全体で考えなければならない
- 動静脈連携で質の高いリサイクルを実現する際、真の水平リサイクルとは何なのか、それが望ましいものなのかを含めて、説明責任のつく形でプロセスを進めていく必要がある

動静脈連携枠 概要

■現状

再商品化製品最終利用者等にとって、高品質再生材は一般的にバージン材よりも様々な観点でハードルが高いため、中々利用につながらない。

■目的

水平リサイクルに使用できるような高品質再生材を製造するためには、コストがかかり、再生材料への価格転嫁が進まなければ、現行制度設計の既存枠内では費用の観点で落札ができず、高品質再生材を製造し続けることができない。その状況を打破するために「動静脈連携枠」を創設する。

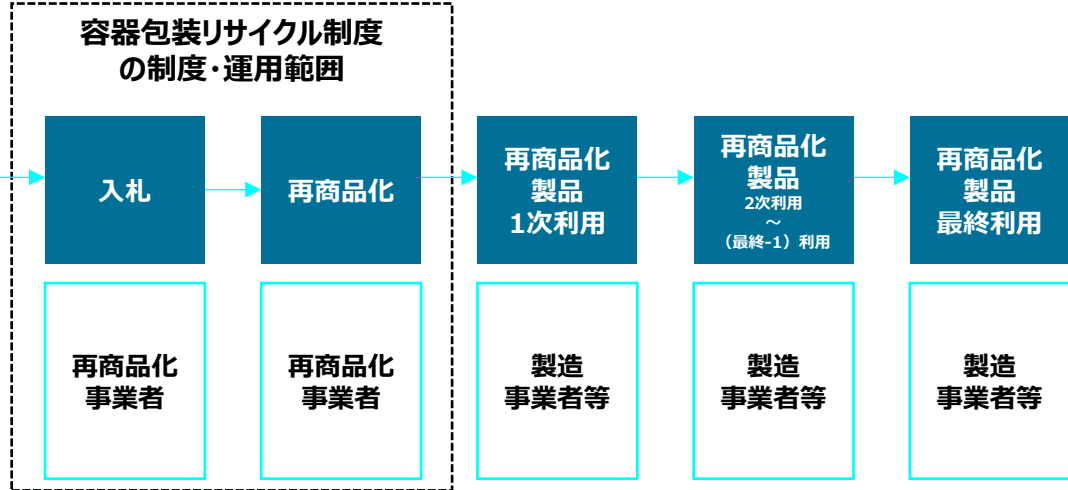
■制度の狙い

- ・動脈（特定事業者等）： 静脈企業が製造する高品質再生材に対して、一定の利用コミットメントまたは再生材評価等の取組を支援により動脈企業に促すことで、容リ制度由来の高品質な再生材利用を促進する。
- ・静脈（再商品化事業者）： 動脈企業との高品質再生材の開発における連携や継続的な販路獲得を支援により静脈企業に促すことで、再生材の需要予見性の向上につなげ、高品質再生材への取組を促進する。

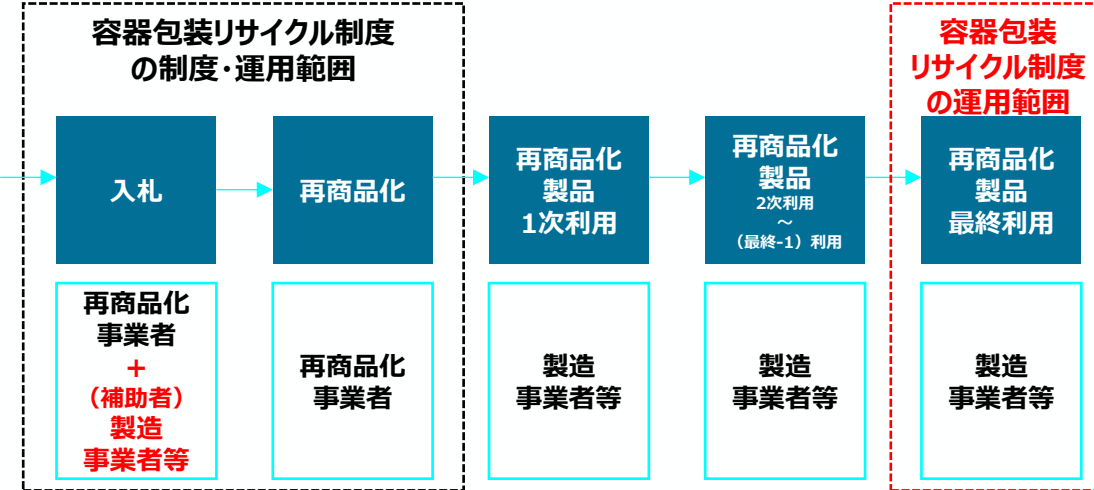
※プラスチック資源循環促進法（33条による再商品化計画含め）との整理については、現在検討中

概念フロー図 ※わかりやすさのために、簡略化しております。
※仮のイメージのため、今後変更の可能性が高いことはご容赦ください。

既存枠



動静脈連携枠（R10年度以降）



動静脈連携枠 対象再生材利用事業者（動脈企業）

- 動静脈連携枠における対象再生材利用事業者として、①特定事業者のみ・②特定事業者＋指定脱炭素化再生資源利用推進事業者の2案を検討している
- 需給の側面、制度の側面でどのように整理していくかという観点も踏まえてご意見をいただきたい

政府案

動静脈連携枠における対象再生材利用事業者

- ① 特定事業者
- ② 特定事業者＋指定脱炭素化再生資源利用推進事業者

※指定脱炭素化再生資源利用促進製品は、①に関連する製品を除くと、「自動車」「電気電子機器（家電4品目）」となります。

論点

下記2つの側面をどのように整理するか

需給の側面

- ・ 高品質再生材の安定的な需要確保
改正有効利用促進法の施行開始もあり、今後様々な業界で再生材の利用が進んでいくと思われるが、業界の中でも規制等の外部環境により、再生材の利用に向けた取組状況（需要計画の作成等）が異なる。再商品化事業者が高品質再生材の供給していく上で、安定的な需要をどのように確保するか。

制度の側面

- ・ リサイクル費用負担について
容器包装リサイクル制度においてリサイクル費用を負担しているのは、基本的に「特定事業者」である。
そこに費用負担をしていない「指定脱炭素化再生資源利用促進事業者」が参画することを、どのように整理するか。

動静脈連携枠 対象収集区分

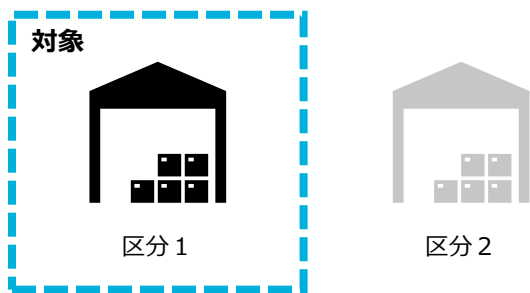
- 現在、市町村の申し込み区分は「区分1（容リプラのみ）」と「区分2（容リプラ+製品プラ）」等が存在しており、動静脈連携枠の対象区分を「①区分1のみ」とするか「②区分1+区分2」とするかの2通りを検討している
- 容リプラと製品プラの組成・素材の違いによるリサイクル性やリサイクル費用の負担元の違いという観点よりご意見をいただきたい

政府案

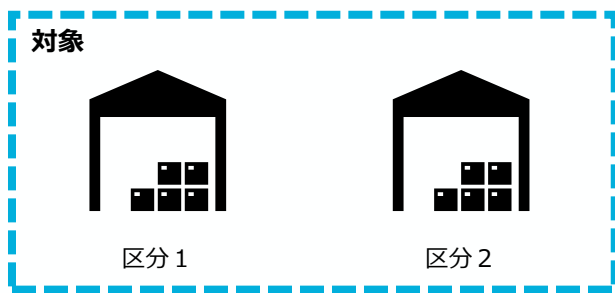
市町村の申し込み区分（産業廃棄物を含まない区分）

- ・「区分1（容リプラのみ）」
- ・「区分2（容リプラ+製品プラ）」

① 対象収集区分：区分1のみ



② 対象収集区分：区分1+区分2



論点

下記2つの側面をどのように整理するか

リサイクル性の側面

- ・ 容リプラと製品プラの組成素材の違いによるリサイクル性

費用負担の側面

- ・ リサイクル費用の負担元の違い（※）
 - 自治体が必ずしも望まない処理方法による処理単価の増加（製品プラに対して任意で上限価格の設定は可能）
- （※）負担元が下記の通り異なる：
 - 容リプラ＝特定事業者99%＋自治体1%
 - 製品プラ＝自治体100%

動静脈連携枠 入札フロー

- 動静脈連携枠制度として、「動静脈連携枠参加可否を選定する」案と、「落札者を選定する」案の2案を検討している
- 前提となる「動静脈連携性評価方式の具体的な評価項目」やその他「公平性の担保」「第三者委員会の運営」など、各項目の論点を踏まえ、ご意見をいただきたい

政府案		論点	
① 再商品化事業者の 動静脈連携枠参加可否 を「 動静脈連携性評価方式 」にて選定		② 落札者 の選定を「 動静脈連携性評価方式 」にて選定	
動静脈連携評価方法	「 動静脈連携性評価方式 」にて評価を実施する。 ➢ 「技術力（品質・歩留り）」・「処理費用」・「再商品化されたプラスチックの高度で着実な利用」などを総合的に評価する新方式		・ 動静脈連携性評価方式の具体的項目
入札フロー	イメージ：ゲートを入口部分に設定 通常の入札と同様のフローで進める	イメージ：ゲートを出口部分に設定 通常入札とは異なり、事前に 動静脈連携枠 として申請された内容を「 動静脈連携性評価方式 」にて評価	・ 通常入札への影響を踏まえた整理
入札概要	・ 動静脈連携枠に参入できる再商品化事業者を「 動静脈連携性評価方式 」にて選定 ➢ 高度な利用や動静脈連携が見込まれる複数年度の再商品化製品製造計画を提出いただき、上記方式で評価 ➢ 選定事業者は、上記計画分のみ動静脈連携枠に入札可能 ※現在の「総合的評価方式による優先リサイクル事業者の選定」の運用に近いイメージ ※複数年計画は、先々の取組計画を評価するために提出いただく予定	・ 動静脈連携枠に参入できる再商品化事業者を、「 専門委員会での審査 」にて事前に選定 ➢ 前年度内に、翌年度の動静脈連携枠の内容を提出頂き、専門委員会にて内容を審査のうえ、事前に落札可否を判定 ※落札可と判断された内容は、条件付きで入札前に確定されるというイメージ ※「市町村の申し込みがあった場合に確定する」というような条件つき	・ 選定方法による公平性の担保
落札者選定方法	・ 「 価格 」のみによる選定 ※動静脈連携枠においては、上限価格を優先枠・一般枠とは異なる内容で設定	・ 「 動静脈連携性評価方式 」を採用 ※専門委員会により、落札者を決定	・ 第三者委員会等の運営
入札者	・ 再商品化事業者 ※上記以外のサプライチェーンを担う関連事業者も、補足内容として記載可能。 その登録内容は「動静脈連携性評価方式」にて評価 ※関連事業者が個社名で可視化できていれば、再生材の使用状況等のトレーサビリティ担保にもつながるため、評価項目として評価する予定	・ 再商品化事業者 ＋（補助者：動静脈連携枠における対象再生材利用事業者） ※上記以外のサプライチェーンを担う関連事業者も、補足内容として記載可能。 その登録内容は「動静脈連携性評価方式」にて評価	・ 動脈企業の補助者として入札制度への参画
登録・申請時期	前年度7月 を想定 （既存運用と同様）	前年度7月 を想定 （既存運用と同様）	・ ②に関しては、審査時間を考慮し、複数のパターンで検討 （前年度の7月/11月/1月）
入札時期	優先枠・一般枠と同時 （既存運用と同様）	入札単独では実施せず、入札同等行為は“登録・申請時期”と同時	-

動静脈連携枠 入札対象期間

- 対象期間は、単年とする。ただし、翌年度以降優先権を取得できるような運用（有期）を検討する
- 優先権の取得における保証範囲について、ご意見をいただきたい

政府案

・対象期間：単年

※ただし、翌年度以降優先的に落札権を取得できるような運用（有期、例えば3年間等）を検討する

論点

単年入札×優先権

複数年での契約ではなく、単年契約×優先権の考え方について、安定供給・安定調達の観点でどのように捉えるか

優先権で保証され得る範囲

下記のような観点でも、検討が必要

-量について

分別収集計画は5年先まで公開されているため、計画上の増減に関しては受け入れる。

ただし、計画外の増減は、継続/辞退を選択する。

-価格について

価格変更は認めない。変更したい場合は辞退して新たに入札に挑む。

-質について

容リプラの品質が著しく変化した場合は、継続/辞退を選択する。

-自治体の申し込み変更について

申し込みが無かった場合は、マッチング解消。

動静脈連携枠 再資源化要件

- 再資源化要件は、収率基準を満たすだけでなく、一定比率以上の「高度再資源化」率の達成とする。
- 「高度再資源化」の定義や、「再資源化要件」未達時の対応について、ご意見をいただきたい。

政府案

- ・**再資源化要件**：一定比率以上の「高度再資源化」率の達成
※上記の「高度再資源化」は、ガイドライン等で定義

論点

「高度再資源化」の定義

- ・ 既存の制度設計では製造できない製品（「プラスチック製容器包装」or「指定脱炭素化再生資源利用促進製品」）に使用されること。
- ・ 上記以外の製品に対して、どのように考えるか。

「再資源化要件」未達時の対応

- ・ 優先的に落札した背景も踏まえ、措置を検討する必要がある
（翌年度の動静脈連携枠への登録不可など）

動静脈連携枠 支援策

- 支援対象は特定事業者、支援期間は制度開始から一定の移行期間のみ（＝有期）とする
- 支援内容や捻出元に係る留意点について、ご意見をいただきたい

政府案

※本内容は未確定の内容で、今後の変更可能性が高いことはご留意ください。

- ・**支援内容：**
 - 優先枠・一般枠との落札価格（処理費用-販売価格等）の差額支援
 - 再生材使用分に関する特定事業者の補助金支援
- ・**支援対象：**
 - 再商品化事業者
 - 特定事業者
- ・**支援期間：**制度開始から一定の移行期間のみ（＝有期）
 - ※移行期間は複数年を想定し、前半と後半でフェーズを分けた設計を想定。
 - ※移行期間終了後の設定有無や費用負担については、今後の検討
- ・**捻出元：**
 - （移行期間中）国による支援
 - （移行期間終了後）国による支援、特定事業者の委託金調整（P）

論点

支援内容

- ・動静企業、静脈企業の取組加速につながる内容か。

支援期間

- ・目指す姿を支援なしでの自律自走と設定した際に、支援期間が有期なことについてどのように考えるか。

捻出元に係る留意点

- ・国による支援終了後に支援継続が必要となった場合は、捻出元を検討しないといけない。その際の候補として、特定事業者の委託金調整（P）があげられるが、動静脈連携枠使用の有無による特定事業者間による公平性担保等をどのように考えるか。

再生材のトレーサビリティ担保

- ・再材材使用分の支援を実施する以上、再生材使用に関するトレーサビリティの担保は必須となるが、その担保をどのように実施していくか。

動静脈連携枠 事業者ヒアリング①

ヒアリング結果（1/2）

論点		示唆・コメント
ケミカルリサイクル （油化）を想定した 容器包装への 水平リサイクル	市場における 流通量の見込	● <u>静脈は投資を含めて再生市場に前向き。動脈は価格等がボトルネックで現状は少量利用のみに留まる</u> ✓ 静脈（油化リサイクル事業者からのコメント） ・ 約数万tの使用済プラスチック処理能力を有する施設が稼働予定。今後の外部環境によっては追加的な設備投資もありうる。自治体の回収ルール統一・標準化等による原料確保も重要。 ✓ 動脈（容器包装使用製品ブランドオーナーからのコメント） ・ 一部ブランドにおいて油化由来樹脂を利用する一方で、その量は数t未満 ・ 再生材等の価格は共通課題であり、高品質を求めない用途とマッチングさせる提案あり。第三者によるトレーサビリティ認証も実務上は可能であるが、そのコスト負担も障壁 ・ 動静脈連携による再生プラの有効利用には賛成するものの、現状で様々な課題のある容リ法に組み込むのではなく、容リ制度とは別の制度とするべきではないか ・ 供給安定性ではバージン材でのバックアップを前提に、許容する事業者とリスクと捉える事業者が存在
	入札の実現性	● <u>サプライチェーン全体で体制を構築することへの難易度が高い。スケジュールは10-11月以降がベター</u> ✓ 体制（油化リサイクル事業者からのコメント） ・ 現状連携していない中間業者を含めたサプライチェーン全体で体制を構築する障壁が高い。販売先の制限による独禁法への抵触の懸念、価格等に関する公開と非公開の情報整理と共有ルール、各者間の責任分界点も含めた事前の合意など検討が必要。また、品質評価基準の詳細についても確認したい ✓ スケジュール（油化リサイクル事業者や容器包装使用製品ブランドオーナーからのコメント） ・ 次年度予算は10～1月にかけて検討することが多く、次年度の受注量等を8月時点で社内外で合意できるか懸念あり ・ 事業の初期段階では、収率予測も難しいため、次年度の事業上の数字を出せるのは、11月頃になる ・ 多くの企業が10月に次年度の事業計画を出し、11月に購買計画に反映させるといったスケジュールで動いている。取引が少量であるか、価格面の予見性も高まってくれば、提示されたスケジュールで進めることも不可能ではないが、事前に内部で擦り合わせが必要

動静脈連携枠 事業者ヒアリング②

ヒアリング結果（2/2）

論点		示唆・コメント
ケミカルリサイクルに加え、マテリアルリサイクルも想定した自動車・家電への高度なリサイクル	市場における流通量の見込	● <u>再生材について、必要な需要量（例：自動車業で数千～数万トン）に対し、供給量が不足している</u> ✓ 静脈（リサイクラーからのコメント） ・ PE/PP/PS等、光学式選別機で判別できるもの全般製造可能。処理量が入札やプラ新法の認定状況によって変動。再生樹脂の供給量はその45-50%程度 ・ 品質は、塩素、水分、樹脂含有量を目安に管理を行い、臭気等の利用側からの課題に対しては設備投資等にて対応 ✓ 動脈（自動車メーカー・家電メーカーからのコメント） ・ 動静脈連携枠の課題として規模感がある。自動車業では数千～数万トンの再生プラが必要だが、現状その量を提供できるリサイクラーがない（⇒ これに対する静脈のリサイクラーからの追加コメント：使用する機会をいただけていない）
	入札の実現性	● <u>最上流のメーカーと最下流のユーザーだけでなく、中間業者の考慮も必要。また、3～4年単位での調達・製造計画（特に、後半の製造段階での大量使用）となっているため、安定供給性が重視され、落札し続けることへのプレッシャーあり</u> ✓ 体制（自動車メーカー・家電メーカーからのコメント） ・ リサイクラーと自動車メーカー・家電メーカーの間には、基本的に商社が入り、金銭の取引等を行う。ただし、材料開発や品質調整の段階では、商社を介さず、直接連絡のやりとりをすることはある ・ OEM車両なら、他の自動車メーカー・コンパウンダー・リサイクラー等によるスキーム連携はある ✓ スケジュール（自動車メーカー・家電メーカーからのコメント） ・ 製造等から逆算し、約3年前には使える材料が確定していなければならず、約4年前に使う材料を決めて、耐久試験などを始めている。企画段階で少量が必要な年が複数年あり、その後の製造段階で大量に使う年が続く。供給が止まると、型の作り替えや再試験が必要になることもあり、落札し続けなければならないプレッシャーが生まれる

4. その他

(モノマー化、油化収率など)

その他（ガイドラインの改定：ケミカルリサイクルにおける「モノマー化」の新設）

- 現行のガイドラインに対し、ケミカルリサイクルにおける「モノマー化」を新設することに際し、その手法の内容や要件定義について検討する

政府案

ガイドラインの改定

- ・ 改定時期：R9年度（予定）
- ・ 運用開始時期：R10年度（予定）
- ・ 内容（※具体的な内容は継続検討）：
手法の内容、要件定義

論点

ガイドラインの改定における具体的な内容

- ・ モノマー化の定義の明確化
（参考）PETボトルにおける表現：「～プラスチック製品の原料となるポリエステル原料（ビス（2－ヒドロキシエチル）テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等を言う。）等が得られること～」。
- ・ 収率の要件の明確化

備考

新手法の追加には、下記スケジュールを考慮する必要有り

- ・ 協会システム変更
- ・ 協会によるガイドライン委員会開催
- ・ 法令の基本方針変更
- ・ 再商品化計画変更に伴う告示発出
- ・ パブリックコメントの実施 等

その他（ガイドラインの改定：ケミカルリサイクルにおける「油化」の収率の考え方の導入）

- 現行のガイドラインに対し、ケミカルリサイクルにおける「油化」の収率の考え方を導入することに際し、その手法の内容や要件定義（プラスチックへの使用を想定した炭化水素油の製造を踏まえた要件整理等）について検討する

政府案

ガイドラインの改定

- ・ 改定時期：R9年度（予定）
- ・ 運用開始時期：R10年度（予定）
- ・ 内容（※具体的な内容は継続検討）：
手法の内容、要件定義（プラスチックへの使用を想定した炭化水素油の製造を踏まえた要件整理等）

論点

ガイドラインの改定における具体的な内容

- ・ 既存手法の現状把握
現在定義されている「油化」手法と、現在商業化が進んでいる「油化」手法との差異の把握
- ・ 既存手法との差替え、もしくは新手法としての確立
- ・ 収率の要件の明確化

備考

新手法の追加には、下記スケジュールを考慮する必要有り

- ・ 協会システム変更
- ・ 協会によるガイドライン委員会開催
- ・ 法令の基本方針変更
- ・ 再商品化計画変更に伴う告示発出
- ・ パブリックコメントの実施 等

一般廃棄物由来の再生プラスチック供給強化のイメージ

